

第902回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成30年1月16日(火)午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 高橋教育長, 伊藤委員, 奈須野委員, 齋藤委員, 千木良委員, 小室委員

4 説明のため出席した者

西村理事兼教育次長, 清元教育次長, 布田総務課長, 佐々木教育企画室長,
佐藤福利課長, 山本教職員課長, 奥山義務教育課長, 目黒特別支援教育室長,
岡参事兼高校教育課長, 横山参事兼施設整備課長, 松本参事兼スポーツ健康課長,
鎌田参事兼全国高校総体推進室長, 新妻生涯学習課長, 田村全国高校総合文化祭推進室長,
山田技術参事兼文化財保護課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第901回教育委員会会議録の承認について

高橋教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第902回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について

高橋教育長 齋藤委員及び小室委員を指名する。
本日の議事日程は, 配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

5 専決処分報告

(1) 教育功績者表彰について

6 議事

第1号議案 宮城県美術館協議会委員の人事について

高橋教育長 5 専決処分報告の(1)及び6 議事の第1号議案については, 非開示情報等が含まれているため, その審議等については秘密会としてよろしいか。
(委員全員に諮って) この審議については, 秘密会とする。
秘密会とする案件は, 9の次回教育委員会開催日程の決定後に説明を受けることとしてよろしいか。
(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり(秘密会のため非公開)

9 課長等報告

(1) 仙台高等専門学校との包括連携協力協定の締結について

(説明者: 教職員課長)

「仙台高等専門学校との包括連携協力協定の締結について」御説明申し上げます。

資料は, 1ページから2ページである。はじめに, 資料1ページを御覧願いたい。「包括連携協力協定」とは, 仙台高等専門学校と県教育委員会が連携のもと相互に協力し, 学校教育や学術の振興及び地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的として締結するもので, 昨年度は2つの大学と今年度も2つの大学と同様の協定を締結したところである。今回, 高等専門学校と協定を締結した。高等専門学校との協定の締結は初めての事例となり, 今回と同様の包括協定を締結しているのは, 仙台高等専門学校と県内の大学を含めて全部で11校となっている。仙台高等専門学校との連携事項は資料の2の(1)から(4)に記載のとおり

りで、基本的な内容はこれまで県内の大学と締結してきた協定と同様のものとなっている。

また、具体的な連携事例は、資料の3の(1)から(5)までに記載のとおりであるが、今回、高度な電子情報関係の専門的知見を有している仙台高等専門学校との包括連携協力協定の締結が実現したことにより、本県教育の課題のひとつである「教育の情報化の推進」の解決に向けて必要とされる「ICT環境の整備」と「教員のICT活用指導力」の二つの側面の充実への協力が期待される。

次に、資料2ページを御覧願いたい。こちらは協定締結による仙台高等専門学校との連携のイメージとなるので、参考に御覧願いたい。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 藤 委 員 全部で11校との協定となり大変素晴らしい。各学校とのアプローチの手法はどのようにしているのか伺いたい。

教 職 員 課 長 協力したいと思った具体的な事案があった場合に相談先が分からないことがあるので、ワンストップ的にそれぞれに窓口を設けて担当を配置し、そこに相談をすることとしている。教育委員会であれば(教職員課が)相談を受けた後にどの課が担当するか振り分けを行う。大学でも同様の構造となっており、他の包括協定を結んでいる大学でも同様となっている。

伊 藤 委 員 これまでの経験として、こうした連携は申し出側である大学が主になるのか、それとも高校側が主になるのか傾向を伺いたい。

教 職 員 課 長 大学側は例えば学生の教育活動を行う中での一環として、実際の実習を小・中・高等学校に求めたい場合もある。また、教育委員会サイドからは大学の専門的な知見を教員の研修に活用したい場合もあるので、双方の事例がある。

伊 藤 委 員 これからの日本を担う子供達には、課題解決型の手法を身につけてもらいたいので、小・中学校など学校側から大学にこのようなことをしたいという働き掛けをできるような環境を教員に作っていただきたい。

教 職 員 課 長 委員御指摘のとおりであり、教員研修の観点で言えば、教育委員会であったり総合教育センターからのアプローチもあると思うが、これまではそこに留まっていた部分もあったので、各学校それぞれにおいても直接大学と協力を得られることを現場に周知していきたい。

(2) 平成29年度上半期の児童生徒の問題行動・不登校等に関する集計結果について

(説明者：義務教育課長)

「平成29年度上半期の児童生徒の問題行動・不登校等に関する集計結果について」御説明申し上げます。

資料3ページを御覧願いたい。これは各学校から月例報告として教育事務所を経由し報告を受けているものを半年分集計したものである。例年、前年度分を一括して国の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導の諸問題に関する調査の結果として報告してきたものであるが、現年度の半年分の状況を取りまとめて報告することで、よりタイムリーな指導を学校現場で行ってもらうための参考とするとともに、積極的に保護者や地域の皆様に伝えて、情報を共有しながら適切な対応をってもらうために報告するものである。「1 調査の趣旨」から「3 調査対象」まで記載のとおりである。「4 調査結果の概要」の「(1) 暴力行為」である。小学校の発生件数これは延べ数で表しているが102件、加害児童数これは実人数で示しているが87人となっている。中学校では、発生件数116件、加害生徒数は119人であり、高等学校では、発生件数50件、加害生徒数54人となっている。

次に、「(2) いじめ」であるが、認知件数は、小学校で1,951件、中学校で736件、高等学校で108件であった。

次に、「(3) 不登校等」を御覧願いたい。ここでは不登校の人数と改善が見られた児童生徒数を示している。「改善が見られた児童生徒数」とは、再登校に至らなくても、「適応指導教室やみやぎ子どもの心のケアハウス等に通うことができるようになった」等、何らかの改善が見られた児童生徒数の実数である。小学校

では、不登校138人、改善が見られた児童51人、中学校では不登校845人、改善が見られた生徒155人、高等学校不登校377人、改善が見られた生徒88人となっている。

最後に、高等学校の「(4) 中途退学」であるが、120人となっている。各学校においては、いじめの認知に努めながら個別の事案に応じたきめ細かな対応をしているところであるが、今後もいじめ等の問題に対して保護者等とも連絡を密に取りながら丁寧に対応していくよう促していく。

なお、下半期分も含めた29年度分の結果については、改めて次年度に報告する。

本件については、以上である。

(質 疑)

齋藤委員

上半期の集計結果を早期に報告していただいたことは大変有意義なことであると思う。これだけの件数を把握していることは、この件数に応じた分だけ教員が対応していることになる。件数の問題ではなく、教員による速やかな対応が行われていることでありとても有難いことだと思った。いじめについては、毎年子供達の出来事として報告されているが、中学校・高校で酷いいじめにあった生徒は成人してもなお傷を負い、その傷が癒えずに社会に出られない事例が統計的にも出ている。こうした事例を改善するためには、いじめにあった生徒の言葉を借りると、「たった一人の先生でも良いので、自分の辛さを理解してくれる人がいたという安心感が大きな支えとなって社会にも出ることができた」と言っている人もいたと聞いている。生徒の改善を成長とともに待たなければならないこともあるが、待っている間の教員側の対応がとても大事であると思うので、ぜひ教員にもそのことを伝えてほしい。

義務教育課長
千木良委員

早期対応、早期発見そして子供に寄り添う指導を今後とも促していく。

早期にこのような報告をしていただいたことを有難く思う。学校では既に冬休みが終わり、次年度のことを考える時期になっている。教員が担任する期間は長くて2年程度である。担任期間が変わる際に、他人に対して適応が難しい子供の場合は引き継ぎを十分に行っていただくことが、いじめ問題の解決策や芽を摘むことに関係してくると思っている。地域で医院を開業していると、担任の教員が変わったことで子供の状態が再び安定しなくなったことを、特別支援の子供や発達障害の子供の家庭から直に話を聞く機会が多くある。こうした現状は開業していると逃れられないことであり、小学校1年生に入学してから中学校を卒業するぐらいまでは見ていることになる。診療室内での問題行動であったり、診療室内で落ち着かないことの要因が、家庭であったり、学校で担任の教員が変わったことがきっかけになるケースもある。特に年度末と年度初めの引継ぎの大切さを認識していただきたい。

義務教育課長

学校内は勿論のことであるが、校種間の引継ぎの大切さも認識している。1月に入ってから、小学校から中学校に進学する際の課題について、また中学校から高等学校に進学する生徒を対象として、各教育事務所の指導主事と義務教育課の職員が現場を訪問し、確実な引継ぎと関係機関への繋ぎを十分に行うよう指導している。

(3) 県有体育施設のネーミングライツについて

(説明者：スポーツ健康課長)

「県有体育施設のネーミングライツについて」御説明申し上げます。

資料4ページを御覧願いたい。宮城県総合運動公園総合体育館については、現在の契約スポンサー企業であるセキスイハイム東北株式会社から契約を更新したい旨の申し出があり、宮城県教育委員会広告審査委員会において、企業の妥当性、愛称の妥当性、金額、期間など応募内容を総合的に審査した結果、現在の愛称である「セキスイハイムスーパーアリーナ」で契約を更新することに決定した。契約金額はこれまで同様、1年間で税別1千万円、契約期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間となる。

次に、宮城球場については、「Kobo パーク宮城」の愛称で、楽天株式会社と平成29年1月1日から3年間のネーミングライツ契約を締結しているが、同社から愛称の変更について要望があり、これを受け広告審

査委員会において愛称の妥当性等について審査したところ、愛称には特段の問題はないこと、また、現在の契約期間中の更なる変更は行わない旨の申し出が同社からなされていることなどから、1年で愛称を変更することを認めることとし、今年1月1日から「楽天生命パーク宮城」へと愛称を変更することに決定した。

なお、金額や契約期間に変更はない。新しい愛称が多くの方々に親しまれるよう、県としても積極的に応援していきたいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑) 質疑なし

(4) 平成29年度学校保健統計調査の結果(速報)について

(説明者: スポーツ健康課長)

「平成29年度学校保健統計調査の結果(速報)について」御説明申し上げます。

資料は、5ページから11ページである。資料5ページを御覧願いたい。この調査は、学校における幼児、児童及び生徒の発育及び健康の状態を明らかにすることを目的として、文部科学省が県に依頼して行っている調査である。「3 調査の範囲」については、表のとおり抽出調査である。「5 調査事項」は、発育状態については、身長、体重を、健康状態等については、目や鼻、歯・口腔等の疾病や異常の有無について調査している。資料6ページは、調査結果の概要、資料7ページは発育状態、健康状態の統計資料となる。

次に、資料7ページを御覧願いたい。第1表・第2表は、幼稚園5歳児から高等学校3年生までの各年齢に対し、宮城県と全国値、その差、全国順位という構成になっている。各表の全国値との差に△印は殆どなく、宮城県の値が全国値より概ね高いことが分かる。第1表の発育状態調査のうち身長については、ほとんどの学年で全国平均を上回っている。体重については、男女ともに全ての学年において、全国平均を上回っている。全国順位は、身長、体重とも1桁台が多く、本県の子どもは比較的大柄であることが分かる。

第2表の肥満傾向児の出現率については、例年、全国と比べて出現率が高いため、資料8ページ以降で別に取り上げている。第3表の健康状態調査については、むし歯、アトピー性皮膚炎、裸眼視力1.0未満の者、耳の疾患・異常の被患率の4つで全国値より高くなっている。むし歯については、例年、全国と比べて高くなっていることから、資料10ページ以降で別に取り上げている。

次に、資料9ページを御覧願いたい。肥満傾向児出現率の小学校5年生、中学校2年生の男女別の推移である。全国より高い率で推移しているが、前年度と比較すると減少している。

次に、資料11ページを御覧願いたい。むし歯被患者の割合についての小学校5年生、中学校2年生の男女別の推移である。4つのグラフとも全国平均値を上回っているが、全国を追いかけるように下がっており、改善傾向にある。

以上の結果から、本県の課題である肥満傾向児出現率、むし歯被患者の割合が全国と比べて高いという傾向は変わっていないが、一部に改善の兆しも見られる。児童生徒の健康対策については、食育や歯の健康等と運動面を総合的に進めていく必要があると考えている。すでに、昨年夏の夏前の時期にスポーツドリンクによる糖分の過剰摂取の問題などについて、情報提供と啓発の文書を発出したところであり、今後とも児童生徒の健康増進に向けて総合的な取組を進めていく。

本件については、以上である。

(質 疑)

千木良委員 資料10ページのむし歯被患者の割合の「2 昨年度との比較」に高等学校を除いた全ての学校種別において減少していると記載があるが、高等学校は減少していないということか。

スポーツ健康課長 資料10ページの表中で、平成28年度の差の欄に記載されている数値が昨年度との差になる。昨年度との差として幼稚園、小学校、中学校ではマイナスとなっているが、高等学校では0.1増となっている。

千木良委員 当医院において2~3年前から高等学校の校医を引き受けていることから申し上げますが、高等学校の生徒になると健康管理は自分の責任で行うことになると思うところがある。むし歯がある生徒は学校から本人にそのことをお知らせしているものの、教員は

生徒の健康に対する関心が小・中学校と比較して薄れていると感じているが、その点について伺いたい。

スポーツ健康課長

県歯科医師会の方とは年に2度程情報交換を行っており、同会には児童・生徒のむし歯処置に非常に熱心に取り組んでいただいていることから、本県も改善傾向にあると思っている。この情報交換でよく出る意見として、健康に関しては各学校の養護教諭が啓発資料を発行しているが、担任の教員による取組が非常に大きいということが話題になる。毎年の健康診断の後に、学校から再検査や治療を受診することの指示が出され、担任を通して本人に連絡している。受診の実施については、担任の教員の熱意が非常に大きく、このことが小・中学校では改善傾向に繋がっていると思っている。高等学校においてもそうした認識になるよう、各学校への指導を進めていきたい。

千木良委員

高校生になったら、自分の健康は自分で管理してほしいというのが本音だと思う。高校生くらいになったら、自分の健康に関しては自分で責任を持って管理するよう育てていくことを歯科医としても考えていると思う。いつまでも親や先生がかりでは困ると思う。自分で健康管理が出来るようにするためには、中学校までに担任の教員を始めたとした健康に対する教育が必要だと思う。中学生は部活が忙しくて受診ができず、高校生は大学受験や就職活動等で受診ができない。就職後に受診ができる状況になったとしても、元々状態のよい子供や元々受診の習慣がある家庭については問題がないが、元々受診の習慣がなく健康の教育を受けなかった方は、就職に伴い病院に一切行かなくなり、また検診も受けなくなる。むし歯だけでなく個人の健康を守るための教育を、高等学校の時にもう一步進んだ方が良いと思っている。最近、そうした事例が診療室であり、どの段階かで教育が行き届かなかったために、二十歳前半で歯が失われるような状況になった事例を経験した。このことは、歯科医師会としても考えなければならないことだと思った。本日のニュースで、群馬県において肥満傾向にある子供に対して、う蝕と同様の通知を出すことを教育委員会で決めたようであるが、宮城県教育委員会では同様のことを考えているのか伺いたい。

スポーツ健康課長

自分で健康管理して生涯にわたって健康であり続けることを、小・中・高等学校において保健指導や保健教育の中で身に付けさせることが目標であり、体育の保健や高校においては保健の授業において取り組んでいる。教科による指導や養護教諭による健康指導・個別指導を行うことになっている。また、口腔内の健康については、家庭環境に大きな影響を受けているところもあり、口腔内の健康が大きく損なわれている子供もいるという指摘だと思う。この点についても、個別の指導が必要などもあると思った。通知の在り方については、体力・運動能力の調査結果が間もなくまとまるが、傾向として運動能力が低く、肥満傾向で近視となるとスマートフォンでゲームをしてポテトチップを食べている症候群的なところの増が出てくると思われる。総合的な対策として、数値的なものについての扱いを考えていかなければならないと思っている。

奈須野委員

この調査の系統は文部科学大臣から知事に来てその後各学校で調査したものであり、肥満や健康状態を明らかにする目的で調査したものである。その上で、学校が果たすべき役割がどの程度あるのか考えたところ、例えばむし歯のある生徒の家庭に対して治療等を受けるように伝える必要があるのか、またそのためにこの調査結果を使うことに疑問を感じた。この調査結果は、幼児期の子育てを始めた方々に周知して指導するために使用するものではないか。この調査結果の本来の使用目的を伺いたい。

スポーツ健康課長

各学校においては、4・5・6月の3ヶ月の間に児童・生徒の健康診断を行っている。病気や発育の異常等として、例えば脊柱側湾症など早めに見つかることと治しやすいこともあり、そうしたことを早期に発見するために行っている。そうした中で、病気や発育異常があった場合は、早めに通院した方が良いことをアドバイスしており、子供達の健康を維持していくという考え方である。こうしたことから、むし歯があった場合は学校

において治療を受けるように伝えている。調査結果の扱い方について、幼児期は子供の食べ物を親が決めるので、影響を与える親への啓発が子供の健康保持に大きなウエイトを持つことから、家庭との連携は重要であると思っている。幼児期の子育てにおいては、この調査結果を活用しながら啓発資料を作成していくことを考えている。

高橋教育長 健康対策については、運動とむし歯の問題、歯の問題そして食育について総合的に取り組んでいかなければならない。スポーツ健康課長から説明のあった対策の実現に向けて、さらに知恵を絞っていきたい。

10 資料（配布のみ）

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (2) みやぎっ子ルルブルフォーラム
- (3) 平成30年度宮城県立中学校の入学選抜結果について
- (4) 平成30年度宮城県公立高等学校入学者に係る第2回志願者予備調査及び前期選抜の出願状況について
- (5) 平成30年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（12月末現在）
- (6) 平成29年度「みやぎ高校生フォーラムー私たちの志と地域貢献ー」の開催について
- (7) 生涯学習フォーラム～学びと実践の循環が地域をつくる～
- (8) 宮城県美術館フォーラム～美術館の新しい一歩を考える～ リニューアルってなんだろう？
- (9) 美術館特別展「求道の画家 岸田劉生と椿貞雄」

11 次回教育委員会の開催日程について

高橋教育長 次回の定例会は、平成30年2月8日（木）午後1時30分から開会する。

14 閉 会 午後2時14分

平成30年2月8日

署名委員

署名委員